市道の認定について

市道を次のように認定する。

## 熊本市長 大西一史

議案番号	路線名	起		重要な
		終	<u></u>	経過地
議第233号	春日8丁目	西区春日8丁目497番1	地先	
	第1号線	西区春日8丁目502番1	地先	
議第234号	春日8丁目	西区春日8丁目502番6	地先	
	第2号線	西区春日8丁目502番9	地先	
議第235号	楠8丁目	北区楠8丁目1299番23	地先	
	第12号線	北区楠8丁目1299番1	地先	
議第 <b>9</b> 36早	龍田5丁目	北区龍田5丁目1299番10	0 地先	
議第236号	第14号線	北区龍田5丁目1299番6	地先	
議第237号	龍田7丁目	北区龍田7丁目109番2	地先	
	第13号線	北区龍田7丁目109番7	地先	
議第238号	龍田弓削1丁	北区龍田弓削1丁目112番	1 1 地先	
	目   第7号線	北区龍田弓削1丁目123番	10 地先	
議第239号	御幸木部2丁	南区御幸木部2丁目3199	番3 地先	
	目   第3号線	南区御幸木部2丁目3199種	番6 地先	
議第240号	良町5丁目	南区良町5丁目1345番10	D 地先	
	第8号線	南区良町5丁目1345番6	地先	
議第241号	元三町1丁目	南区元三町1丁目90番10	地先	
	第4号線	南区元三町1丁目90番11	地先	
議第242号	白藤1丁目	南区白藤1丁目736番24	地先	
	第12号線	南区白藤1丁目736番21	地先	

議案番号	路線名	起点	重要な
		終点	経過地
議第243号	池上町	西区池上町541番7 地	先
	第54号線	西区池上町541番10 地	先
議第244号	長嶺東4丁目	東区長嶺東4丁目1501番17 地	先
	第6号線	東区長嶺東4丁目1501番14 地	先
議第245号	長嶺東4丁目	東区長嶺東4丁目1244番5 地	先
	第7号線	東区長嶺東4丁目1244番11 地	先
議第246号	長嶺東4丁目	東区長嶺東4丁目1426番17 地	先
	第8号線	東区長嶺東4丁目1426番21 地	先
   議第947号	長嶺東5丁目	東区長嶺東5丁目881番3 地	先
議第247号	第12号線	東区長嶺東5丁目881番12 地	先
送笠 9 <i>1</i> Q 县	長嶺西3丁目	東区長嶺西3丁目2645番1 地	先
議第248号	第2号線	東区長嶺西3丁目2640番5 地	先
議第249号	長嶺南7丁目	東区長嶺南7丁目1524番32 地	先
→ 一	第15号線	東区長嶺南7丁目1524番3 地	先
議第250号	戸島1丁目	東区戸島1丁目2317番2 地	先
職界 2 3 0 万	第5号線	東区戸島1丁目2317番12 地	先
議第251号	戸島3丁目	東区戸島3丁目3928番3 地	先
	第1号線	東区戸島3丁目3885番6 地	先
議第959 <b>只</b>	戸島5丁目	東区戸島5丁目73番3 地	先
議第252号	第11号線	東区戸島5丁目75番9 地	先
議第253号	戸島西6丁目	東区戸島西6丁目2823番1 地	先
	第3号線	東区戸島西6丁目2824番11 地	先
議第254号	小山7丁目	東区小山7丁目1389番5 地	先
	第12号線	東区小山7丁目1390番 地	先
議第255号	西梶尾町	北区西梶尾町601番6 地	先
	第17号線	北区西梶尾町610番18 地	先
議第256号	<b>廻</b> 江	南区富合町廻江691番10 地	先
	第14号線	南区富合町廻江692番6 地	先

議案番号	路線名	起点		重要な
		終点		経過地
議第257号	志々水	南区富合町志々水106番4	地先	
	第15号線	南区富合町志々水106番12	地先	
議第258号	下宮地隈庄	南区城南町下宮地1122番2	地先	
	第5号線	南区城南町隈庄156番4	地先	
議第259号	舞原	南区城南町舞原383番7	地先	
	第48号線	南区城南町舞原383番12	地先	
議第260号	月出7丁目	東区月出7丁目2432番294	地先	
	第4号線	東区月出7丁目2432番310	地先	
議第261号	小峯3丁目	東区小峯3丁目2613番231	地先	
	第7号線	東区小峯3丁目2613番204	地先	
議第262号	沼山津1丁目	東区沼山津1丁目1232番35	地先	
	第10号線	東区沼山津1丁目1205番15	地先	
議第263号	上代10丁目	西区上代10丁目1232番	地先	
	第2号線	西区上代10丁目2770番1	地先	

## (提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法(昭和27年法律第180号)第8条 第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 河川改修
- (4) 管理引継